

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年4月号 | No. 04/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

知的所有権庁 (フィリピン) による国際調査機関および国際予備審査機関としての運用開始

知的所有権庁 (フィリピン) が、2017年10月に開催された第49回 PCT 同盟総会にて、国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) に選定されたことはすでにお知らせしました (PCT Newsletter 2017年10月号参照)。

知的所有権庁 (フィリピン) は、2019年5月20日から ISA および IPEA として運用開始することを、2019年4月10日付で WIPO に通知しました。

さらに、2019年5月20日から、フィリピンの国民および居住者により受理官庁としてのフィリピン知的所有権庁 (または国際事務局 (IB)) に対して提出された国際出願に関して、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、または米国特許商標庁に加えて、当庁を管轄 ISA および IPEA として指定しました。

当該官庁に支払うべき手数料などの ISA および IPEA としての官庁に関する情報は、まもなく PCT 出願人の手引 附属書 D および E に掲載される予定です。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、2018年11月1日から、欧州特許出願のための DAS 提供庁および取得庁として、また指定 (選択) 官庁としての EPO に対し欧州広域段階移行する際の国際出願のための取得庁として行動しています (PCT Newsletter 2018年11月号参照)。

EPO は、2019年4月1日からは、受理官庁として行動する際に PCT に基づく国際出願のための提供庁としても運用開始したことを IB に通知しました。

PCT 規則 17.1(b) の 2) に従い、出願人が IB に先の出願の認証謄本を電子図書館から入手するよう請求し (PCT 願書様式 (PCT/RO/101 の第 VI 欄) の該当欄にチェックするのが望ましい)、正しい DAS アクセスコードを提供した場合には、優先権書類の作成に係る手数料は必要ありません。詳細は以下のリンクをご参照ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html および

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10609

PCT 規則の修正

PCT 同盟総会は、2018 年 9 月 24 日から 10 月 2 日までジュネーブで開催された第 50 回の会合にて、2019 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則 69.1(a) の修正を採択したことはすでにお知らせしました (PCT Newsletter 2018 年 10 月号参照)。この修正により、国際予備審査の開始を PCT 規則 54 の 2.1(a) に定められる期間の満了まで延期することを、出願人が明示的に請求しない限り、国際予備審査機関に国際予備審査請求書、関連手数料の支払い、国際調査報告書または PCT 第 17 条(2)(a) に基づく国際調査機関による宣言、および PCT 規則 43 の 2.1 に基づき作成された見解書の条件がそろったときに、国際予備審査機関は国際予備審査を開始することになります。これらの修正は、2019 年 7 月 1 日、またはその日以降に国際予備審査請求書が提出された国際出願に適用されます。

2019 年 7 月 1 日から施行される修正された PCT 規則の全文は、アラビア語、中国語、英語、仏語およびスペイン語で、それぞれ以下のページ右側に表示されているリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html

www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html

www.wipo.int/pct/es/texts/index.html

その他の言語はまもなく掲載される予定です。

ePCT 最新情報

ePCT システム最新版 (バージョン 4.5) が 2019 年 4 月 1 日に導入されました。主な新機能を以下にご紹介します。

出願人向け ePCT

- 出願人/代理人の書類記号:
書類記号の最大文字数が 12 文字から 25 文字に拡張されました。
- 受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に提出される国際出願に関する発明の名称:
EFS-Web を利用して RO/US に提出する出願のドラフトを作成する際、発明の名称を ePCT で入力することなく、[The title is as provided on page 1 of the description] (発明の名称は明細

書の 1 ページ目に記載されるとおり) と表示できるようになりました。これにより、名称の欠落による出願を妨げるエラーメッセージは表示されないこととなります (角括弧[]内の標準テキストは、名称の欄の代わりに願書様式 (PCT/RO/101) にある発明の名称の欄に表示されます)。また、RO/US はそのような欠落の補充に関する命令書は発行しません (同様に、ePCT を利用して出願時に作成された委任状には同一の標準テキストが含まれます)。

- 特定の受理官庁 (RO) に提出する出願のドラフトを作成する場合:
特定の (例えば、カナダ、イスラエルまたは米国の) 官庁では、ePCT を用いてパッケージを準備してから、それらの官庁のシステムにアップロードする必要があります。このような受理官庁に提出する出願のドラフトを作成する場合、必要に応じて、ステータスが “downloaded (ダウンロード済)” の新規国際出願のドラフトを再度 RO 形式でダウンロードすることができるようになりました。
- 電子メールによる通知の送信:
出願人の氏名と住所を追加する際に電子メールアドレスが記載された場合、ユーザが “書面および電子メール (paper & e-mail)” を任意に選択しない限りは、その出願人に送付される必要のある PCT 様式はデフォルトにより “電子メールのみ (e-mail only)” の手段で送信されます。 “書面のみ (paper only)” を選択することはできなくなりました。
- 欧州特許庁 (EPO) への返還請求の指示書:
EPO が RO および国際調査機関 (ISA) として選択されている場合、または ePCT アクション機能を利用して国際予備審査請求書を作成する際に EPO が国際予備審査機関 (IPEA) として選択されている場合、RO/EP、ISA/EP、または IPEA/EP による手数料の返還があった際には EPO に保有する当座預金口座または普通預金口座に返還する旨の指示を追加することができるようになりました。
- アクション機能へのリンク:
“タイムライン” 上に表示されているオンライン “アクション” ができる項目に、アクション機能へ直接アクセスできるリンクが追加されました。
- アクション機能の署名:
オンラインアクション機能で署名をする際に、国際出願の書誌データに表示されている氏名の一覧から署名権者を選択する必要がありますが、署名権者の氏名が国際出願の書誌データに (まだ) 入力されていない場合には、“その他” のオプションを選択することができます。
- 取下げのアクション機能に必要な複数の署名:
国際出願、優先権主張、指定/選択、国際予備審査請求および補充国際調査請求の取下げを行うために、ePCT アクション機能で複数の署名を追加することが可能になりました。全出願人の署名が追加されていない場合、または代理人が手続に署名するよう選択されている場合には、出願人が必要とする署名がすでに記録されていることを確認する欄にチェックする必要があります。この確認が行われていない場合、IB は取下げ通知を処理することができません。
- 書類の “表示 (View)” 機能:
すでに提出された出願に関して ePCT で保有されている書類の一覧を閲覧する場合、“表示 (View)” ボタンを選択すると、書類の TIFF 版を、IB の電子システムで保有されているのと同じ

状態で (同じブラウザ画面上で) 閲覧することができ、同時に例えば書誌データのような出願の他の情報を参照することができます。

- ePCT を介して国際予備審査請求書を提出する際に考慮すべき IPEA との時差:
ePCT を介して直接提出された国際予備審査請求を選択された IPEA が受理した場合、当該 IPEA における時刻では期限はすでに満了しているが、IB におけるその時点での時刻では期限はまだ満了していない場合、その請求書は自動的に IB に転送され、その後 IPEA へ様式 PCT/IB/368 (管轄 IPEA への国際予備審査請求書の送付の通知書) が送付されます。

新機能に関する詳細は、以下のリンクから “What’s new in ePCT for applicants” をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1016

受理官庁 (ROs)、指定官庁および国際機関向け ePCT

いくつかの官庁向け新機能とユーザである官庁からの意見に基づいた改善機能が、ePCT バージョン 4.5 に追加されました。官庁による国際出願処理作業の改善を目的としていくつかの新機能を提供します。

- “表示 (View)” ボタンを選択すると、ユーザは主要な ePCT インターフェースと並行して同じブラウザ画面上で書類の表示機能を利用でき、国際出願の詳細は書類と一緒に閲覧することができます。
- 国際出願を処理する際であって、RO ユーザが記録の写しを送付する前に IB により出願が点検されアドバイスを必要とする場合、RO ユーザは IB ユーザに閲覧のアクセス権を付与でき、その後それらのアクセス権を削除することができます。
- 国際出願の作成後に書誌データのドラフトが自動的に開く機能により、RO ユーザの利便性が向上しました。
- PCT 様式 PCT/ISA/210 (国際調査報告書) および PCT/ISA/237 (ISA 見解書) が作成されると、出願人が希望する通信の手段として電子メールを記載していた場合、出願人に自動的に電子メールで送信されるようになりました。
- PCT/ISA/220 (国際調査報告及び ISA による見解書または国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書) の ePCT アクション機能では、国際出願やローカルコンピュータにある書類を添付することができるようになりました。
- 出願人は、RO と同一の手数料表および支払いに関する情報を見ることができるようになりました。
- 新しい官庁向けアクション機能では、様式 PCT/RO/104 (国際出願として取り扱われない旨の通知書) および PCT/RO/126 (国際出願に関して後に提出された用紙に関する通知書) の作成が、RO ユーザ向けに利用可能になりました。

上述の機能やその他の新機能に関する詳細、ならびに官庁向け ePCT システムについての一般的な情報は、“関連機関・官庁向けの ePCT サービス” を以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/ePCT_Offices_v4.5_Whats_New_20190329.pdf

出願人向けおよび官庁向けの ePCT 新機能に関するご質問は、PCT 電子サービスヘルプデスクへもお問い合わせください。

電子メール: pct.eservices@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 9523

または、ヘルプデスクのスタッフが対応可能な場合には、以下のリンクからオンラインチャットを介してご質問ください。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=769>

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン (2019 年 4 月 1 日付け version3.51.087.263) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” および “What’s new” からご覧ください。

なお、PCT-SAFE に関する電子メールによる通知サービスは廃止されたことにご留意ください。ユーザの皆さまは、PCT-SAFE のウェブサイトから最新版のリリース状況 (毎年 1 月、4 月、7 月および 10 月の予定) を定期的に確認されるようお勧めします。またライブアップデート (Live Update) 機能が最新版の有無を毎日確認するよう修正されました。最新版が見つからない場合には、PCT-SAFE 起動時に通知は表示されません。最新版が入手可能な場合には、最新版をダウンロードするかまたはダウンロードせずに進むのか、ユーザにオプションを与える通知が表示されます。

PCT 公開スケジュールの変更

2019 年 5 月 31 日の公開

2019 年 5 月 30 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2019 年 5 月 31 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2019 年 5 月 14 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局に受理される必要があります。

ブダペスト条約

アンティグア・バーブーダの加盟

アンティグア・バーブーダが、2019 年 3 月 25 日に、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これにより当条約の締約国数は 82 になりました。ブダペスト条約は、アンティグア・バーブーダの加盟に関して 2019 年 6 月 25 日に発効します。

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約および規則の概要、ならびに当条約の主な利点を説明する文書 (WO/INF/12) が、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

フィンランド特許登録庁 (PRH) による PCT ダイレクト試行プロジェクトの開始

受理官庁 (RO/FI) および国際調査機関 (ISA) としてのフィンランド特許登録庁 (PRH) は、2019 年 4 月 1 日から、いわゆる “PCT ダイレクト” の試行プロジェクトを開始しました。本プロジェクトは RO/FI に提出された国際出願および PRH が ISA として行動する際の国際出願に適用されます。この新しいサービスは、2014 年 11 月に欧州特許庁で導入されたものと同様です。

PRH の PCT ダイレクト試行プロジェクトでは、RO/FI に国際出願を提出する出願人であって、PRH によりすでに調査済みかつ審査済みの先の国内出願もしくは PCT 出願に基づいて優先権を主張する場合は、優先基礎出願に関して作成された調査報告書または見解書で提起された異議に対して反論するための非公式なコメントを提出することができます。

非公式コメントは、国際出願とともに、“PCT ダイレクト/非公式コメント” と題した別個の書簡形式で RO/FI に送付されます。PCT ダイレクトとして提出された書簡は、PATENTSCOPE に掲載されることにご留意ください。

詳細は、以下の PRH のウェブサイトに掲載されています。

www.prh.fi/en/asiakastiedotteet/2019/P_17863.html

XML の調査報告書および見解書の情報の品質向上のための PATENTSCOPE での新サービス

WIPO は PATENTSCOPE において、以下の書類に基づいた高品質な情報を提供するための新しいサービスを開始しました。

- 国際調査報告書 (ISR) (PCT/ISA/210)
- ISR を作成しない旨の宣言 (PCT/ISA/203) および
- 国際調査機関 (ISA) の見解書 (PCT/ISA/237)

このサービスでは、一部の国際機関によって提供された XML データを使用して、以下のような有用な情報への簡単なアクセスを提供します。

- ハイパーリンク
 - 報告書の国際特許分類 (IPC) コードをクリックすると、WIPO の IPC ウェブページに直接アクセスできます。

- ISR で引用されている引用文献 (特許文献および特定の非特許文献) およびパテントファミリー文献をクリックすると、それらの文献に直接アクセスできます。また、
 - ISR、ISR を作成しない旨の宣言および ISA 見解書の、人工知能 (ニューラル機械翻訳 (Neural Machine Translation)) 技術を利用した PCT の 10 公開言語への即時機械翻訳機能が提供されます。(または利用可能な場合には人手翻訳による英訳 XML データへリンクを介して簡単にアクセスできます。)

このサービスは、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO) の ISA により作成された最新の報告書で利用することができます。さらに、関連する官庁向け ePCT 機能を利用して報告書が作成された場合には、オーストリア特許庁、エジプト特許庁およびトルコ特許商標庁など、他の特許庁が作成した一部の報告書でも利用可能です。

これらの新たな追加機能を試すには、以下の PATENTSCOPE 検索ページにアクセスしてください。

www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf

上述の報告書を含む特定の公開された国際出願を見つけて、新しく作成された “ISR/WOSA/A17(2)(a)” タブをクリックすると、これらの新機能が利用できます。

国際事務局は、PATENTSCOPE のユーザにより利便性のあるデータ検索を利用してもらうためにこのサービスを提供しています。ただし、これらの XML の書類に法的な効力はないこと、また報告書の PDF 版のみが公式に公開されたものと見做されることにご留意ください。

PCT 最新情報

AP: アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、通信手段)

CA: カナダ (電話番号)

CU: キューバ (手数料)

EC: エクアドル (手数料)

IB: 国際事務局 (国際出願の提出手段、手数料)

IL: イスラエル (電話番号、通信手段)

JP: 日本国 (電子メールアドレス)

日本国特許庁の電子メールアドレスが以下のとおり変更されました。

電子メール: PA1A31@jpo.go.jp

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (JP) が更新されました)

KR: 大韓民国 (電話番号、手数料)

KZ: カザフスタン (所在地とあて名)

MX: メキシコ (電子メールアドレス)

RU: ロシア連邦 (電話番号、電子メールアドレス、電子メールによる通知、手数料)

US: 米国 (インターネットアドレス)

米国特許商標庁 (USPTO) の主要な PCT ページのインターネットアドレスが、以下のとおり変更されました。

インターネット: www.uspto.gov/patentcooperationtreaty
(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (US) が更新されました)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料および国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、インド特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service) に関するよくある質問 (FAQs)

“緊急用アップロードサービス”に関する PCT Newsletter 2018 年 11 月号および 2018 年 12 月号に掲載したお知らせに加えて、このたび当該サービスについてのよくある質問 (FAQs) が、英語、仏語および独語でご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/faqs/contingency_upload_faq.html

www.wipo.int/pct/fr/faqs/contingency_upload_faq.html

www.wipo.int/pct/de/faqs/contingency_upload_faq.html

その他の言語はまもなく掲載される予定です¹。

PCT 出願人の手引 (ロシア語版)

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” のロシア語版が、2019 年 1 月 31 日付で更新され、以下のリンクに掲載されました。

www.wipo.int/pct/guide/ru/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf

欧州特許庁ベルリン事務所における 2019 年 3 月 8 日郵便業務の休止

欧州特許庁 (EPO) は、3 月 8 日はドイツ ベルリン州における祝日となった旨を公表しました。ベルリンの EPO 出願事務所は当日営業していましたが、その日は地元の郵便事業者が営業していなかったため、郵便物が配達されませんでした。それを受けて EPO は、EPC 規則 134 に基づき、2019 年 3 月 8 日に期限切れとなる期間の延長があったことを公表しました。その日に期限切れとなる期間の延長に関する通知は、EPO のウェブサイトで公開されています。

www.epo.org/service-support/updates/2019/20190306.html

実務アドバイス

¹ 訳注: 日本語版の緊急用アップロードサービスの FAQs は以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency_upload_faq.html

カラー図面を提出する際に注意すべき事項

Q: カラーで結果を出力する装置からなる発明に関して、まもなく国際出願を提出する予定です。本発明の理解を容易にするため、図面はカラーで提供できるのが望ましいです。出願の一部としてカラー図面を提出することは可能でしょうか？提出できるのであれば、カラー図面はどのように作成されるべきでしょうか？また意図的にカラー図面を提出している旨を国際事務局に知らせるべきでしょうか？

A: PCTにはカラー図面（または写真²）に関する規定はありません。さらに、PCT規則11.13に従い、図面は、“耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び画で着色することなく、作成する”こととされています。可能であれば、最初からその規則を遵守し、明細書において関連する色について必要な説明を提供すべきです。これは、一部の官庁に対する国内段階において白黒図面の提供が必要とされる場合があり、その白黒図面の提供は主題 (subject matter) を追加しない限り困難であるまたは不可能である場合があるためです。

しかしながら、カラー図面の提出はPCTの下では通常は許容されていませんが、受け取ったカラー図面は受理官庁および/または国際事務局 (IB) によって保有されます。ただし、その後の利用可能性はいくつかの要素により異なるでしょう。

例外的に、カラー図面が提出される場合は、その図面はA4判の大きさの用紙を使用しPCT規則11.6(c)に規定されている余白をとり、通常はPCT規則11.11および規則11.13に基づく要件を満たさなければなりません。受理官庁はカラー図面が提出された場合に必ずしも差し替え用紙を要求するわけではありませんが、出願人が後から差し替えの白黒図面を提出しない場合（自身の選択または受理官庁からの補充命令書の後のどちらであっても）、IBは国際公開の目的で、すべての図面を白黒（グレースケールではない）に変換することに十分ご注意ください。また場合によっては、受理官庁が図面をIBに提出する前に変換を行う可能性があることにもご注意ください。繰り返しになりますが、公開目的の図面の品質は保証できません。IBは最大限に努力してカラー図面の白黒への変換またはスキャンを行います。公開される出願の図面の明確性を保証することはできません。その結果、細部が喪失される可能性があり、国際出願における発明の開示に影響を与え、国際段階および国内段階における国際出願の処理に影響を及ぼす可能性があります。

元の書類と比較して白黒への変換が特定の不正確さをもたらす可能性があることを考慮して、ePCT出願³を利用して電子的に出願する場合、IBは専用のプレビュー機能を利用できるようにしました。これにより出願人は、PDFまたはDOCX形式のいずれかで提供される出願本体のコンテンツが、その後の手続きおよび公開目的でIBによりレンダリングされた状態のものを、出願する前に確認することができます。したがって出願人には、ePCT出願を利用して出願を提出する前に、変換された画像の内容が当初の意図したとおりになっているかを確認する機会があります。プレビュー機能：“国際事務局による処理後の書類の出力状態を確認” (view document as it will be rendered at the IB) では、IBで書類のインポートおよび公開に使用されるものと同じの変換プロセス (“DocConverter”) に基づいて行われているため、書類はIBにより公開されるものとほぼ同じであるはずですが、ただし、受領官庁が記録の写しをIBに送付する前に、イメージを含むページをそれ以上変換しない場合に限りです。

² 本実務アドバイスにおいては、カラー図面に関する言及は写真にも適用します。

³ 特定の受理官庁により利用されるその他の電子出願システムでは、電子形式によるカラー図面の提出を明示的に除外していることにご留意ください。

DocConverter プレビュー機能は、サインインする必要なしで、独立した機能としても利用できます。以下のリンクからご利用ください。

<https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/pdfValidator.xhtml>

<https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/home.xhtml>

ドロップダウンメニューのアイコンをクリックすると、変換機能一式とユーザガイドにもアクセスできます。

ePCT 出願の一部として同じプレビュー機能がすでに直接提供されていることは上述しましたが、これは ePCT で出願本体のアップロードを許可していない受理官庁 (受理官庁としてのイスラエル特許庁および米国特許商標庁) への出願を除外していることにご留意ください。

受理官庁が電子出願された出願本体の写しを出願時の元の形式で IB に送付した場合、IB はその写しを PATENTSCOPE 上で公開します。利用した電子出願ソフトウェアが、国際出願の一部としてカラーコンテンツが提出された旨の特定の表示をすることができる場合 (ePCT 出願または場合によっては PCT-SAFE を利用して提出された国際出願の場合)、その表示が国際公開公報の表紙に表示が掲載されます。その表示には、提出された出願にカラー (または該当する場合にはグレースケール) の内容が含まれていること、およびそのカラーの内容は PATENTSCOPE で利用可能であることが記載されます。

ePCT 出願を利用する場合、ePCT では通常アップロードされる出願本体のファイルに含まれるカラーまたはグレースケールを自動的に検知し、該当するチェックボックスを事前にチェックするため、意図的にカラーコンテンツが提出された旨を表示する必要はありません。ただし、出願本体の作成にあたって出願人が利用したソフトウェアが純粋な白黒画像を異なるファイル形式に変換することで、変換された図面は白黒のように見えるにもかかわらずカラーまたはグレースケールとして検知される場合があります。このようなケースのようにシステムが誤って検知したとユーザが判断した場合、当該チェックボックスは手動でチェックを外すことができます。

PCT-SAFE を利用する場合には、チェックボックスは選択された受理官庁が IB である場合にのみチェック可能であり、手動でチェックされる必要があります。そして、提出された図面は白黒ではなく本来は白黒であるべきことを確認する注意喚起が続いて行われます。

PATENTSCOPE 上の書類の一覧では、以下のいずれかのアイコンが項目 “出願時出願本体 (Application Body as Filed)” の右側に表示され、出願当初に提出されたカラー (またはグレースケール) イメージを含むファイルへのショートカットとして機能します。



カラーアイコンは、国際出願にカラー (またはグレースケール) イメージが含まれている旨の表示が表紙に掲載されている場合に使用されます。グレーアイコンは、表紙にそのような記載がない場合 (つまりカラーが自動的に検知されなかった場合、または出願人により明示的に通知されなかった場合) に使用されます。

出願当初の図面を提供することで、カラー図面が受理される官庁における国内段階の処理が支援されます。それらの官庁では、国内法令および手続に従って、国内段階処理の目的において受理可能なものを決定するために、それらの図面を確認することが可能になります。しかしながら、すでに述べましたように、すべての図面は IB によりさらに処理され公開のために純粋な白黒形式に変換されます。それにもかかわらず、要求された場合には、主題 (subject matter) を追加せずにカラー画像を表現する純粋な白黒図面を他の官庁に提供する必要が除外されることにはなりません。

IB は将来的には、出願本体に含まれるカラーコンテンツの提出と公開が許容できるようになることを望んでいます。特に PCT 作業部会の枠組みの中で、国際段階におけるカラー図面の受理に関する将来的な可能性について多くの議論が重ねられてきました。しかしながら、多くの技術的、法的小および手続上の考慮事項に対処する必要があり、これらの問題に関する協議は受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関、指定/選択官庁、ならびに PCT システムのユーザを代表する特定の関心のある政府間機関および非政府機関と共に定期的に行われています。

ただし、当面の間は、多くの国内段階の手続では引き続き出願本体には純粋な白黒の内容が求められます。指定官庁が PATENTSCOPE を介して出願当初のファイルにアクセスできたとしても、新しい主題 (subject matter) を追加することなく、受け入れ可能な白黒図面を作成することは依然として困難または不可能でしょう。

日本語 PCT 国際出願制度セミナーのご案内 (事前の申込要・無料)

WIPO 日本事務所主催 国際出願制度セミナー (PCT は午後の部)

日時: 2019 年 5 月 20 日 (月) 10:00~16:40 (日本時間)

場所: 国連大学 5 階エリザベス・ローズ・ホール (東京都渋谷区神宮前 5-53-70)

詳細及び参加登録: <https://www.eventbrite.com/e/wipo-tickets-58975098106>